

## 1 指導の重点事項

### (1) 安全歩行の指導

- ア 車道への急な飛び出しをしないこと。
- イ 交差点では、必ず一時停止し、左右を確認して横断すること。
- ウ 駐車場等、車の通行がある場所では、安全に十分注意して行動すること。

### (2) 自転車乗用中の指導

- ア 自転車安全5則の徹底を図ること。
- イ 被害者となる事故や自損事故だけでなく、加害者となる事故も多く発生していることから、交通ルールやマナーを遵守すること。

### (3) 自動車同乗時の指導

- 全座席でのシートベルト着用の徹底を図ること。

## 2 その他

- (1) 事故に遭った時は速やかに警察署に連絡すること。また、必ず医師の診断を受けること。
- (2) 夜間外出する際は、運転手から認知されやすいように明るい色の服を着用するとともに、傘やカバン、靴等に夜光反射材を付けるように心がけること。

---

## 自転車安全利用五則

### 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

次の場合は、例外として普通自転車は歩道を通行できます。

- 道路標識などで認められている場合
- 運転者が13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- 道路工事や駐車車両などにより車道の左側を通行することが困難なときや、車の通行量が非常に多く危険な場合

### 2 車道は左側を通行

道路の左端に寄って通行しなければなりません。

### 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は、車道寄りをすぐ停止できる速度で徐行し、歩行者の通行を妨げてはいけません。

歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止するか自転車から降りて押して歩きましょう。

### 4 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

### 5 子どもはヘルメットを着用

子どもはヘルメットを着用 保護者の皆さんは、13歳未満の子供を自転車に乗車させるときや同乗させるときには、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。